

全国薬害被害者団体連絡協議会加盟団体の紹介

私たち全国薬害被害者団体連絡協議会は「薬害根絶」を実現するため、1999年10月22日、団体の枠を越え、結成されました。悲惨な薬害の被害者として、その苦痛に満ちた被害体験を語り継ぐとともに、全ての人が有効で安全な医薬品の恩恵と医療サービスを享受することのできる社会の実現と薬害防止システムを創出すべく一致団結し、研究、提言、その他の活動に日々全力で取り組んでいます。

財団法人いしずえ(サリドマイド福祉センター)

サリドマイド剤は催眠・鎮静剤として1950年代末に十数カ国で販売され、その催奇形性により手足や耳などに障害を持った被害児が数千名生まれました。日本では回収が遅れた上、胃腸薬にも配合され「妊婦にも安全」と宣伝し販売されました。10年におよぶ裁判を経て、1974年に和解。現在は被害者福祉のほか、サリドマイド復活による新たな被害防止をはじめとする薬害防止等に関する事業に取り組んでいます。被害認定者数309名。

〒153-0063 目黒区目黒1-9-19 tel 03-5437-5491 fax 03-5437-5492 <http://www02.so-net.ne.jp/~ishizue>

大阪HIV薬害訴訟原告団 東京HIV訴訟原告団

血友病患者5千人の内約1,500人が輸入非加熱血液製剤によるHIV感染被害を受けた。さらに感染被害は血友病患者以外の肝硬変、肝炎等の患者にもおよび(いわゆる第四ルート)、国民全体が危険にさらされた空前の薬害事件として「薬害エイズ」は多くの国民の知るところとなった。国及び製薬企業を被告とした裁判が争われ、1996年3月29日に和解が成立した。

大阪:〒530-0047 大阪市北区西天満4-4-13 三共ビル梅新10階 開成法律事務所内 tel 06-6364-4114 fax 06-6364-4115
東京:〒162-0814 新宿区新小川町9-23 新小川町ビル5F はばたき福祉事業団内 tel 03-5228-1200 fax 03-5227-7126

薬害ヤコブ病被害者・弁護士全国連絡会議

薬害ヤコブ病は、脳外科手術の際に移植されたヒト死体硬膜製品が原因で起こりました。ヤコブ病は、治療法もなく発症すると植物状態となり、数ヶ月から数年で死に至る恐ろしい病気で、この薬害は「HIV薬害」と全く同じ構造で繰り返されました。家族の悲しみ、無念さは、言葉では言い表せません。2002年に確認書調印・第1次和解が成立しました。2005年8月時点の報告では被害総数116名となり増加を続けています。

〒508-0041 中津川市本町4丁目2-28 ヤコブ病サポートネットワーク tel 0573-62-4970

スモン(2団体をまとめて紹介)

スモンは、整腸剤キノホルムによる薬害。医師の投薬や市販薬によって多くの被害を受けました。死亡、失明、歩行障害、自律神経失調、全身に障害が及んでいます。被害者12,000人。10数年にわたる裁判闘争の結果、11地裁での勝訴判決を経て、「確認書」による和解。薬事法の改正と医薬品副作用被害救済基金法を制定させる。現在も薬害根絶と被害者対策としての恒久対策を求めて被害者が団結して奮闘中。

スモンの会全国連絡協議会

〒160-0022 新宿区新宿2-1-3 サニーシティ新宿御苑1001室 tel 03-3357-6977 fax 03-3352-9476

(財)京都スモン基金

〒604-8227 京都市中京区西洞院蛸薬師下ル 古西町440 藤和シティコープ西洞院804 tel 075-256-2410 fax 075-256-2524

MMR(新三種混合ワクチン)被害児を救援する会

1989年4月導入の新三種混合(はしか、おたふくかぜ、風しん)ワクチンは、無菌性髄膜炎多発にもかかわらず93年4月まで強行され、180万人接種で約2千人に被害を及ぼし、死亡・重篤な後遺症も発生した。認定被害者1040人。93年12月、2家族が大阪地裁へ提訴。03年3月一審勝訴(1家族棄却)。現在大阪高裁で係争中、原告団は3家族7人、被告は阪大微研会が撤退し現在は国のみ。05年12月7日結審予定(05.8)

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 豊中市職員組合事務所内

tel 06-6858-2596 fax 06-6846-5851 <http://www.ne.jp/asahi/vaccin/kyo/mmr/>

薬害筋短縮症の会

筋短縮症は1973年に自主検診医師団により社会問題化される10年前に、医療制度の運用に基づく風邪・発熱の症状に対して不必要な薬剤注射が打たれ、全国的に発生しました。この結果正常な身体で生まれた子供が成長すると共に、手足の障害のみでなく、精神的な苦痛を受ける事となりました。各地の裁判で原因究明も終わり和解しましたが、我々被害者は会を継続し被害者対策と医療・薬害の被害者を出させない運動を続けて行きます。

〒611-0031 宇治市広野町丸山55-14 岸労務事務所 fax 0774-44-7340 E-mail ktatsuki@cb3.so-net.ne.jp

陣痛促進剤による被害を考える会

出産する時に陣痛を起こしたり、強くしたりする薬、陣痛促進剤で多くの母親や子供が死亡したり、脳性麻痺になることがあとを絶ちません。過強陣痛、子宮破裂、頸管裂傷、羊水塞栓症、胎児仮死等、危険な副作用が並ぶ添付文書。医学的に必要がなければ使用すべきでない薬剤を、十分な説明も了解もないまま安易に日常的に使用されている現実があります。十分な説明のもと十分な分娩監視の上、必要最小限に使用されるべきです。

〒794-0285 今治市郷六ヶ内町2-3-24

tel/fax 0898-34-3140 E-mail a-demoto@icknet.ne.jp <http://homepage1.nifty.com/hkr/higai/>

薬害肝炎訴訟原告団

出産時や外科手術時の出血の際、フィブリノゲン製剤や第IX凝固因子製剤などの血液製剤を投与され、多くの患者がC型肝炎ウイルス感染被害を受けた。三菱ウエルファーマ(旧ミドリ十字)の推計によると、1980年以降にフィブリノゲン製剤の投与を受けてC型肝炎ウイルスに感染した患者は少なくとも1万人以上いるといわれている。現在、東京、大阪、福岡、名古屋、仙台の各地方裁判所で、国と製薬企業を相手に訴訟を起し、審理中である。

〒124-0025 葛飾区西新小岩1-7-9 西新小岩ハイツ506 福地・野田法律事務所 tel 03-5698-8592 fax 03-5698-751

イレッサ薬害被害者の会

2002年7月5日、肺癌治療薬としてわが国が世界に先駆けて承認。癌細胞のみを狙い撃ちする分子標的薬で副作用が少ないとの宣伝で販売されたが、2005年4月までに607名が副作用の間質性肺炎により死亡した。大規模臨床試験の結果延命効果がないことが明かとなり、EUでは承認申請が取下げられ、米国では新規患者への投与が禁止されている。現在、国と製薬会社を相手に「がん患者の命の重さを問う!」訴訟を起し、係争中である。

連絡先・TEL:048-653-3998 FAX:048-651-8043

全国薬害被害者団体連絡協議会

事務局:(財)京都スモン基金 tel.075-256-2410 fax.075-256-2524 <http://homepage1.nifty.com/hkr/yakugai/>